



## 政策会議 議事概要

開催日	令和6年10月7日	場所	市役所本庁舎 3階庁議室						
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局課長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長								
議題	<p style="text-align: center;"><b>宍粟市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業の創設について</b></p>								
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【15】子育て支援の充実								
総合戦略での位置付け	<p style="text-align: center;">【産み育てる】少子化対策</p>								
現状	<p>産科医療機関において妊娠判定を受けるための初回の受診（診察・血液検査等）は、妊婦健康診査に含まれず、保険適用外での全額自己負担となっている。このことから、特に低所得の妊婦が初回の受診を差し控え、妊婦健康診査を妊娠早期から受診できないことに繋がるのが危惧されている。国は母子保健医療対策総合支援事業（国庫補助金事業）の中で、実施主体を市町村とする低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を令和5年度に創設している。</p>								
課題	<p>宍粟市では全ての妊婦に担当保健師がついてサポートを行っており、直近10年間では低所得等であることを理由に初回産科受診を差し控えるケースは発生していないと認識しているが、低所得の妊婦の基準に該当する者は、毎年一定の割合で存在しており、低所得の妊婦に初回産科受診料の経済的負担を強めている状況にある。</p>								
決定事項	<p>支援の概要： 低所得の妊婦の初回産科受診料の一部又は全額を助成する。</p> <p>対象者・支援の内容：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">対象者</td> <td>           次のいずれにも該当する者を対象者とする            ①初回産科受診日に市内に住所を有する者            ②市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者            ③申請時点における当該年度（4月1日から5月31日までに申請した場合は、前年度）において住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準である者            ④前号に該当するか確認するため、世帯の課税状況を市が確認することに同意する者            ⑤妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受ける医療機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健診の受診状況、家庭状況等を含む。）を共有することに同意する者         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象費用</td> <td>           初回産科受診料（医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用）とする。ただし、次の費用は対象としない。            ①保険診療が適用となる検査費用            ②妊婦健康診査費助成事業の対象となる検査費用            ③文書料         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成金額</td> <td>初回の産科受診料の一部又は全部（受診1回上限10,000円）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">・初回産科受診日が令和7年4月1日以降の低所得の妊婦を対象とする。</p>			対象者	次のいずれにも該当する者を対象者とする ①初回産科受診日に市内に住所を有する者 ②市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者 ③申請時点における当該年度（4月1日から5月31日までに申請した場合は、前年度）において住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準である者 ④前号に該当するか確認するため、世帯の課税状況を市が確認することに同意する者 ⑤妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受ける医療機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健診の受診状況、家庭状況等を含む。）を共有することに同意する者	対象費用	初回産科受診料（医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用）とする。ただし、次の費用は対象としない。 ①保険診療が適用となる検査費用 ②妊婦健康診査費助成事業の対象となる検査費用 ③文書料	助成金額	初回の産科受診料の一部又は全部（受診1回上限10,000円）
対象者	次のいずれにも該当する者を対象者とする ①初回産科受診日に市内に住所を有する者 ②市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者 ③申請時点における当該年度（4月1日から5月31日までに申請した場合は、前年度）において住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準である者 ④前号に該当するか確認するため、世帯の課税状況を市が確認することに同意する者 ⑤妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受ける医療機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健診の受診状況、家庭状況等を含む。）を共有することに同意する者								
対象費用	初回産科受診料（医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用）とする。ただし、次の費用は対象としない。 ①保険診療が適用となる検査費用 ②妊婦健康診査費助成事業の対象となる検査費用 ③文書料								
助成金額	初回の産科受診料の一部又は全部（受診1回上限10,000円）								